

(H14-6-15)

食品表示に関する私見

(社)日本食品衛生協会 副理事長 玉木 武

食品の表示については、多くの法的な表示違反、特に虚偽表示が世情をにぎわしたことから、食品表示に関しての一元的な見直しが求められています。

また、スーパーなど日本チェーンストア協会では法的な対応以前に自らの策として、信頼回復のために業界全体で食品表示の見直しを始めたと報道されています。

1. 食品の表示としては、大きく分けて食品衛生法における期限表示及び乳製品や食品添加物、器具、容器包装などの表示、JAS法による品質表示、不当景品や誇大広告を対象とした所謂景品表示法がありますが、そのほかの栄養改善法の栄養表示や商標法などは今回の「食品の表示制度に関する懇談会」では検討外となっています。

2. 上記の食品衛生法やJAS法、景品表示法には、当然おのの法の目的があり、食品衛生法では「飲食に起因する危害の発生防止」を、JAS法は「消費者の適切な商品選択に資する」ことを、及び景品法は「消費者の利益を保護すること」としています。

食品衛生法は、消費者の健康保護が目的であるため、厳正なチェック機能が整備され、許可されていない添加物の使用や、科学的根拠のない消費期限の表示などには、表示の訂正や食品の廃棄及び営業停止処分などが頻繁に行われています。

そこでは、保健所の食品衛生監視員による科学的技術知識で判断できること、科学的検査で危害の予測が出来ることなど、監視において可能な技術が行使できる形になっています。従って、表示項目は健康被害について科学的に立証できるものが年々追加されており、現在その多くは食品添加物に関するものであり、よってこれら食品衛生監視は所謂科学行政の一つといえます。

3. しかし、JAS法では、「農林物資の規格 (JAS)」は別として、「品質表示」に関しては、原産地表示として都道府県名や輸入原産国名、魚介類の水域名や、地域名などを求めており、これらは科学的にチェックの方法がなく、あったとしてもこの種のDNA鑑定など簡単に継続的に行うというわけにはいかず、困難な対応が求められます。

またその監視などチェックを行う人材も都道府県には配置されておらず、その運用効果は絵に描いた餅と一般的には危惧されており、その一端がスーパーなど日本チェーンストア協会の自衛策となっています。

4. また、景表法での運用では、監視体制として、一般からの申告、苦情相談、生

活相談によることが中心で、職権による探知も委嘱された消費者モニター 1,000 人によるとなっており、その運用には苦労が伺われます。

5. 確かに、表示において、食品衛生法と JAS 法との間では多くの点で重複が見られます。

食品衛生法（食衛法と略す）と JAS 法では、期限表示については品質保持期限を賞味期限（厚生大臣が定める文字。厚生省告示第 19 号）。加工食品の表示では（（ ）外は食衛法、（ ）内は JAS 法規定） 食品等の名称（名称） 食品添加物（原材料としての添加物） アレルギー物質関連原材料（原材料） 消費期限（消費期限） 保存方法（保存方法） 製造者又は加工者の氏名（製造業者等の氏名又は名称）と殆ど重複しております。

遺伝子組換え食品の表示では、義務表示として（食衛法）分別して生産流通管理が行われた遺伝子組換え食品、遺伝子組換え食品及び非遺伝子組換え食品が分別されていない場合、（JAS 法）従来のものと組成、栄養価等が著しく異なる遺伝子組換え食品が含まれるもの、従来のものとその組成・栄養価等が同等で加工後も組み換えられた DNA 又はそれによって生じたタンパク質が存在する農産物・加工食品で、遺伝子組換え農産物を原材料とするもの及び遺伝子組換えが不分別の農産物を原料とする食品、任意表示として（食衛法）分別して生産流通管理が行われた非遺伝子組換え食品、（JAS 法）加工後に組み換えられた DNA 及びそれによって生じたタンパク質が存在しない加工食品となっており、食衛法と JAS 法は、期限表示、加工食品の表示、遺伝子組換え食品の表示において全くといつていほど類似表示を求めていました。

6. これらの表示の目的は、消費者の健康保護と、消費者の適切な商品選択を助けるためとしています。

食衛法では、この表示についての監視を、年間 120 万以上の施設に約 7,500 人の、獣医師、薬剤師、管理栄養士など専門学歴と毎年行われている関連研修を受けた食品衛生監視員が実施しています。その結果 4,000 件を上回る違反を発見、口頭指導、文書等による指導、営業停止等の行政処分などが公表されており、まだ充分とはいえないかもしれません、法の目的を果たしているといえます。

ところが JAS 法に関する監視の取り締まりは殆ど行われていないといって過言ではなく、品質表示は営業者の善意を期待しただけの法体系になっているとマスコミなどは指摘しています。

営業者にとっては、期限表示や、加工食品表示、遺伝子組換え食品の表示において、食衛法にのみ留意しておけばよく、JAS 関係は監視をする人数がごく限られ、さらに関連する知見を持った人材が乏しいためまずチェックの心配はなく、チェックがあったとしても、食衛法に従っていれば、JAS 法は殆ど食衛法と類似の表示となっているため、とやかく言われる道理もないわけで、これらの表示に関しては何のための JAS 法の表示なのかあまり意味がないともいわれています。

7. 農水省の総合食料局長は、「品質表示の歴史は短く、これからその行政効果を期待する段階だ」と言い、品質表示に示す種々のチェック点については科学的に立証されつつあると自信を示しました。確かに DNA 鑑定で、種の違いは判定されるように

なりましたが、同じ種であって生産地が違った場合、その違いなどまだチェック不能であり、また有機野菜か化学肥料を使った野菜かは、それ以前の栽培方法でチェックの方法に大きな困難さがあり、さらにそれらの検査が常時全国展開できるのか、との疑問も残ります。

8. そのためには、トレーサビリティの手技を用い、生産地、卸市場、小売りまでの記録の厳守と、そのチェックなどが出来るものから、表示の義務化を図る。また米や和牛、乳牛、赤牛などの種の違いを検索するチェック体制が全国規模で出来るのかどうかも重要なポイントと考えます。

9. 前回（6／7）の会合で、消費者の代表から、「今、食品の表示としてなにが必要か、から議論をするべきだ」との意見が出ました。当然の意見です。この意見は、本来役所がいうべき事柄で、消費者代表側は、「何でも表示をするようにしてください」と言うところですが、前回の議論では消費者側の正論が光りました。

10. 現在のJAS法の品質表示は、「なにもかもあり」で、チェックも監視も出来ないことでもPR、普及、定着をめざし表示させてきました。

また、出来ないことをあたかも出来るように消費者に約束してきたことは、まさにこれこそ「問題表示制度」ではないかとさえ考えられます。

11. 国民生活審議会消費者政策部会では、「消費者に信頼される事業者となるために（自主行動基準の指針）」なる中間報告を本年4月に発表しています。ここでは「消費者利益を配慮して消費者の信頼を得ていくことが一層重要になっている。そのためには法令による対応と事業者の自主的対応だけではなく、事業者による自主行動基準の策定・運用が必要となる。」との主旨を冒頭に述べられています。

このことについては、前回（6／7）の表示懇談会で提言のあった、「業界の行動規範が重要」との意見に通じるものがあります。これがどれだけ有用性を発揮できるかいささか疑問ですが、ないよりましでしょう。ついでにいいますと、同種の業界内での倫理規範の設定です。業界内で「品質表示」などの法の趣旨の徹底を呼びかけ、その違反は業界全体にとり大きな損失になることを申し合わせることです。品質表示の多くは法として取り締まることが困難である今、業界が「消費者無視がもたらす利益損失」を知ることです。

また、現在多くの企業はパートの職員を大なり小なり抱えて事業をしています。とくに食品企業はその比率が他業種企業と比して格段に大きいといわれます。このことは内部告発が日常茶飯事にありうるとみななければなりません。この点も留意して行動規範、倫理規範などは、内の職員に対して及び外の消費者に対して考えてみるべきではないでしょうか。

12. どのような食品でも、国民の健康に害を与えるおそれがあれば全国の食品衛生監視員は動きません。

したがって、産地及び肉類、魚介類、米も野菜も、虚偽の表示広告は一般化されていました。つまり、虚偽の表示は長い歴史があるともいわれています。そのためJA

S法での品質表示となったのかもしれません。本来、景表法でしっかりと取り締まるべきでしたが、公正取引委員会にはその組織的対処のシステムが不十分であったとの指摘があります。

マスコミも殆どこのような偽装問題には関心を持ちませんでしたが、雪印食品が牛肉について外国産品を国産品として高値で買い上げさせたことにより、2億円近い差益を詐取したとして報道しました。その後内部告発による鶏肉や豚肉などの偽装が報道され、国民は食品の安全性を含め食品の品質に大きな危惧を持ちました。

各法律の目的・趣旨をもう一度、かみしめ、餅は餅やにまかせるとの諺どおり、各省庁において行政上可能な表示を、検討し実施していくべきであると考えます。